

## 令和4年度（第4回）

### 恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：令和5年2月17日（金） 14時～

場所：恵庭市役所 第2・3委員会室

#### <次 第>

#### <議 事>

審議 1. 地域密着型サービス事業者の指定について  
（看護小規模多機能型居宅介護）

#### <報 告>

報告 1. 恵庭市地域密着型サービス事業者の新規指定および指定更新について

報告 2. 恵庭市地域包括支援センター設置運営法人の公募について

#### <その他>



**恵庭市地域密着型サービス事業者の指定について  
 (看護小規模多機能型居宅介護)**

■指定地域密着型サービス事業者概要

指 定 年 月 日	令和5年3月1日	
指 定 満 了 月	令和 11年2月28日	
事 業 者	法 人 名	社会医療法人 北農会
	所 在 地	恵庭市恵み野西2丁目3番地10
	代 表 者	理事長 近藤 英輔
事 業 所	事 業 所 名	恵み野看護小規模多機能居宅介護「はあとの家」
	所 在 地	恵庭市恵み野西2丁目3番地10
	事 業 名	看護小規模多機能型居宅介護

## 看護小規模多機能型居宅介護 整備スケジュール

	当初スケジュール	変更後スケジュール
R3年7月	↓ 設計	
8月		
9月		
10月	↓ 工事	
11月		
12月		
R4年1月		
2月		
3月		↓ 設計
4月		
5月	↓ 事業開始	↓ 工事
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		↓ 事業開始
11月		
12月		
R5年1月		
2月		↓ 事業開始
3月		
4月		
5月		

### スケジュール変更の原因

- ①建築資材の確保困難・価格高騰
- ②新型コロナウイルス感染拡大による人員確保困難

## 事業者の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、新規指定申請及び指定更新の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、新規指定及び指定更新をいたしましたのでご報告を申し上げます。

### ■ 地域密着型通所介護

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日	令和5年1月21日	
指 定 満 了 年 月 日	令和11年1月20日	
事 業 者	法 人 名	株式会社 きずな
	所 在 地	恵庭市大町1丁目8番5号
事 業 所	事 業 所 名	デイサービスきずな
	所 在 地	恵庭市大町1丁目8番5号

### ■ 認知症対応型居宅介護・介護予防認知症対応型居宅介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日	令和5年3月30日	
指 定 満 了 年 月 日	令和11年3月29日	
事 業 者	法 人 名	株式会社 橙果舎
	所 在 地	北海道札幌市中央区南2条西20丁目291番地
事 業 所	事 業 所 名	ライブラリ恵庭めぐみの
	所 在 地	恵庭市恵み野里美1丁目1番26号

### ■ 訪問介護相当サービス

自宅など、利用者が日常的に生活している場を訪問して、介助や援助を提供

<新規指定／1件>

指 定 開 始 年 月 日	令和5年1月15日	
指 定 満 了 年 月 日	令和11年1月14日	
事 業 者	法 人 名	株式会社 YARUKA
	所 在 地	北海道恵庭市恵み野南3丁目3番11
事 業 所	事 業 所 名	いちい訪問介護サービス
	所 在 地	恵庭市有明町4丁目1番1号



# 地域包括支援センター設置運営法人の公募について

## 1 趣旨

恵庭市地域包括支援センターは、現在 4 ヶ所設置し 3 法人への委託により事業運営をしています。

今回、みなみ包括支援センター及びひがし包括支援センターを運営している法人より、次年度以降のひがし包括支援センター運営業務受託の辞退について申し入れがありました。

これに伴い、恵庭市と委託契約を結び、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 2 項各号に規定する包括的支援事業及びその他の事業並びに法第 8 条の 2 第 16 項の指定介護予防支援事業等を実施する地域包括支援センターの設置運営を受託する法人(以下「受託者」という。)を公募いたします。

## 2 募集概要

### (1) 募集対象地区

これまでのひがし包括支援センターの圏域を引き継ぐ形で下記の対象地区内に地域包括支援センターを募集します。

圏域	対象地区
ひがし地区	漁太、春日、中央、上山口、戸磯、和光町、黄金北、黄金南、黄金中央、相生町、緑町、住吉町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、福住町、新町、本町

### (2) 応募書類の提出

受付期間	提出場所
令和 5 年 6 月 1 日(木) ～令和 5 年 6 月 30 日(金) ※午前 9 時～午後 5 時まで提出願います。 ※土日・祝日は除きます。	恵庭市京町 1 番地 恵庭市役所保健福祉部介護福祉課 Tel0123-33-3131 内線 1222 ⑩番窓口

## 3 事前協議事業者の選定方法等

(1) 事業者の選定は、恵庭市地域包括支援センター業務委託事業者選定委員会を設置し、事業者によるプレゼンテーション後に書類審査及びヒアリング審査を行い、その内容をもとに評価します。

また、事業者選定委員会は、評価点が高い順に選定を行い、市長は事業者選定委員会の選定評価を参考に決定します。

(2) 応募者がなかった場合や事業を確実に実施できると判断できる計画がなかった場合、評価点

数が著しく低い場合は選定しません。

- (3)事業者の選定結果については、恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉介護保険専門部会へ報告するとともに恵庭市議会厚生消防常任委員会へ報告します。

#### 4 事業者選定までのスケジュール（予定）

年	月日	内 容
令和 5 年	2 月 17 日	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会 (公募について)
	3 月 9 日	厚生消防常任委員会報告(公募について)
	4 月 3 日	募集要項公表、市ホームページ掲載(説明会申込締切 4 月 21 日)
	4 月 27 日	公募説明会
	4 月 28 日	質問受付開始
	5 月 15 日	質問締め切り
	5 月 31 日	質問・回答を市ホームページ掲載
	6 月 1 日	応募受付（～6 月 30 日）
	6 月 29 日	第 1 回選定委員会 (要項・スケジュール等事前説明)
	6 月 30 日	応募受付終了
	7 月 19 日	第 2 回選定委員会 (書類審査、ヒヤリング審査)
	8 月 2 日	第 3 回選定委員会 (受託法人選定)
	8 月下旬	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会 (受託法人審議)
	8 月下旬	理事者決裁 (受託法人決定・決定通知)
	9 月上旬	包括ケア会議報告
9 月中旬	厚生消防常任委員会報告	
9 月以降	設置準備・引継ぎ等・委託契約	